

令和 5 年 9 月 会 議
第 3 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

(閱 覧 用)

開催年月日 令和5年9月28日(木)

開催の場所 議会棟全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号8番	木村寛
議席番号2番	比留川賢次	議席番号9番	金子美登里
議席番号3番	笠間保一	議席番号10番	橋本久雄
議席番号4番	比留川義昭	議席番号11番	大塚秀一
議席番号5番	山田誠一	議席番号12番	宇野政信
議席番号6番	内田直彌	議席番号13番	早川新市
議席番号7番	早川晴子	議席番号14番	古塩貞夫

欠席委員

出席推進委員

第1地区担当	山田英毅	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	峯山健吾		

欠席推進委員

傍聴人 0名

提出した議案

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請事案
議案第38号 農用地利用集積計画決定事案
議案第39号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
議案第40号 綾瀬市農業委員会部会設置要領を廃止する要領について
報告第8号 専決処分等について

議決事件及賛否の教

別紙記載のとおり

議 事 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山 豊
次 長	三 枝 利 行
総 括 副 主 幹	森 山 由 起 子
主 事	鈴 木 孝 治
主 事	小 林 優

9時30分 開会

○議長(古塩 貞夫君) 皆さん、おはようございます。9月も、もう間もなく終わりですね、と言うんですけど、ちっとも涼しくならないですね、真夏のような陽気が続いておりますけども、引き続き身体のほうは気をつけてお過ごしいただきたいと思います。

ただ今より第3回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員数は14名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、3番 笠間委員、4番 比留川義昭委員のご兩名をお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局(森山総括副主幹) それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。

事前に配布させていただきました総会資料、協議会資料のほか、本日皆様の机上に諸般の報告、農政時報をお配りしておりますので御確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定につきましては、前回の総会日以降を記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。10月5日、令和5年度農政懇談会がウイングス海老名で開催され、農業委員が出席される予定でございます。17日、市内一円におきまして、審議案件の現地調査を第3班の委員が出席される予定でございます。同日、第4回農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。25日、午前9時より、第3回農業委員会総会が議会棟全員協議会室において開催され、委員全員が出席される予定でございます。また、同日、農地パトロールが開催される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件1,191平方メートル、農用地利用集積計画決定7件9,186平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明2件4,327平方メートル、法第3条届出2件7,957平方メートル、法第5条届出3件6,477.62平方メートルでございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号3番についてを議題といたします。本件につきましては、第■地区■推進委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらく御退席願います。

(第■地区 ■推進委員退席)

ただ今、第■地区■推進委員が退席されました。現在の委員数は14名、推進委員2名です。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹)総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号3番でございます。

申請地は綾瀬市■外1筆、地目畑、地積合計1,191平方メートルでございます。申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。

譲受人は、■で、自作の畑8,635平方メートルを耕作し、農業経営を行っており豚の肥料として、トウモロコシを栽培しております。綾瀬市の営農計画につきましては、里芋の栽培を計画しております。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、法人の代表、義父、義母の計3名で、従事日数は200日でございます。以上のことから農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告願います。6番 内田委員

○6番(内田 直彌委員)本件について、9月20日、第2班、私のほか、早川晴子委員、山田推進委員と事務局2名の計5名で現地調査をいたしました。本日の審議案件は、同日同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

現地は、耕運状態で農地として適正に管理されていまして、第2班といたしましては、許可妥当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。

本件についての、地域の担当委員は私でございますので、発言させていただきます。

○14番（古塩 貞夫君）私は15日、現地確認に行きまして、きれいに耕運されてましてですね、農地として管理されてるのを認めましたので、特にこの件については問題ないと考えます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

（第■地区 ■■■推進委員 入室、着席）

ただ今、退席されていましたが、第■地区 ■■■推進委員が着席されました。現在の委員数は、委員14名、推進委員3名です。

○議長（古塩 貞夫君）次に、日程第2号、議案第38号、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号61番、62番の2件は申請人であります賃借人及び借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。日程第2号、議案第38号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号61番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積は43,930.35平方メートル、申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積446平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成23年、5回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。

場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。続きまして、総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号62番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は43,930.35平方メートル、申請地は[REDACTED]、地目畑、地積1,295平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間、利用目的は、整理番号61番と同一でございます。設定初年は平成29年、3回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。賃貸人及び貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

この2件の賃借人及び借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、耕作面積43,930.35平方メートルは、自作の田4,114平方メートル畑7,585.72平方メートル、樹園6,229平方メートル、利用集積による畑26,001.63平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は、本人、母、弟の計3名、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法 附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告願います。6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）現地の状況は、2件ともに耕運状態で農地として適正に管理されておりました。第2班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）本日審議がなされております、農用地利用集積計画決定事案について、9月20日、第2班に同行させていただき、現地調査を行ったことを御報告させていただきます。現地の状況は、先程第2班の代表委員が述べられた通り、2件ともに耕運状態で農地として適正に管理されておりました。借人は、綾瀬市園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。また、露地栽培のほか、ナシ、ブドウなど果樹栽培にも取り組んでおり、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくをお願いします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 61 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号 62 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 63 番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 63 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 3,281 平方メートル、申請地は [REDACTED]、登記地目田、現況地目畑、地積 247 平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 26 年、4 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのごことでございます。一方の借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積は、利用集積による畑 3,281 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機を保有しており、農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 300 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認してい

ただいている第2班の代表の委員より報告願います。6番 内田委員

○6番(内田 直彌君) 現地の状況は、耕運状態で農地として適正に管理されていました。第2班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第1地区 山田 推進委員

○第1地区(山田 英毅君) 現地の状況は、先程第2班の代表委員が述べられた通り、耕運状態で農地として適正に管理がなされており、利用集積計画決定に妥当と判断いたします。ご審議よろしく願います。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号63番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長(古塩 貞夫君) 次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号64番を議題といたします。本件につきましては、第■地区■推進委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらく御退席願います。

(第■地区 ■推進委員退席)

ただ今、第■地区■推進委員が退席されました。現在の委員数は14名、推進委員2名です。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹) 総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号64番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は39,253.30平方メートル、申請地は■ほか1筆、地目畑、地積1,979平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、

設定初年は、平成 29 年、3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。貸人は、300 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の借人の状況でございますが、年齢は ■ 歳、耕作面積は 39,253.30 平方メートル、自作の畑 24,307.30 平方メートル、利用集積による畑 14,946 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、父、母の 4 名で、従事日数は 330 日です。以上により、農業経営基盤 強化促進法 附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告願います。6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）現地の状況は、ネギが一部作付けされ、あとは耕運状態で農地として適正に管理されておりました。第 2 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 2 地区 峯山推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地確認したことをご報告させていただきます。現地の状況は、先程第 2 班の代表委員が述べられた通り、一部にネギが作付けされ、他は耕運状態で農地として適正に管理されておりました。借人は、園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。レタス、トウモロコシ、キャベツ、ブロッコリー部会に加入し、ブロッコリー部会では ■ を務めております。以上のことを鑑みまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほど、よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 64 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

（第 地区 推進委員 入室、着席）

ただ今、退席されていましたが、第 地区 推進委員が着席されました。現在の委員数は、委員 14 名、推進委員 3 名です。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 65 番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 65 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 17,370 平方メートル、申請地は ほか 2 筆、地目畑、地積 1,384 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 20 年、6 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の借人の状況でございますが、年齢は 歳、耕作面積は 17,370 平方メートル、自作の畑 12,719 平方メートル、利用集積による畑 4,651 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 350 日です。

以上により、農業経営基盤 強化促進法 附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告願います。6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）現地の状況は、里芋が一部作付けされ、あとは耕運状態で農地として適正に管理されておりました。第 2 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について、事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 1 地区 山田 推進委員

○第1地区(山田 英毅君)現地の状況は、先程第2班の代表委員が述べられた通り、里芋が一部に作付けされ、他は耕運状態で農地として適正に管理されていました。

借人は、園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。園芸協会施設部会に加入し長年に渡り、キュウリ、トマトの栽培に取り組んでいます。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号65番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長(古塩 貞夫君)次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号66番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹)総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号66番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は20,483平方メートル、申請地は■■■■■■■■■■ほか2筆、地目畑、地積2,474平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和2年、2回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積は20,483平方メートル、自作の畑6,633平方メートル、利用集積による畑13,850平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人1名で、従事日数は350日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なため、貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積は10,491平方メートル、自作の畑8,806平方メートル、樹園地1,685平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子、母で、従事日数は300日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法 附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告願います。6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）現地の状況は、耕運状態で農地として適正に管理されておりました。第2班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第1地区 山田 推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は、先程第2班の代表委員が述べられた通り、耕運状態で農地として適正に管理されておりました。借人は、申出地付近で耕作され、一帯での農地利用を図っております。また、園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。借人は施設部会で長年にわたり、キュウリ、トマトの栽培をしています。

また、この世帯には、綾瀬の農業を担う若い後継者も存在しており、将来が期待されています。以上のことを考えまして利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号67番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、日程第3号、議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号9番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。議案第39号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号9番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■外1筆、地目畑、地積1,123㎡でございます。内容といたしましては、租税特別措置法 第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年10月27日から令和5年9月28日まででございます。相続開始年月日は平成11年1月1日で、8回目の証明願いでございます。

場所につきましては、21ページの案内図を参照願います。申請人の年齢は■■歳、耕運機を保有しており、農業従事者は、本人、妻の2名、従事日数は250日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表委員より報告願います。6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）申請地は、露地野菜のネギ、ナス、生姜、樹園として栗、柿が作付けされていまして、申請者は農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第2班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。11番 大塚委員

○11番（大塚 秀一君）本件につきまして地元委員として発言します。9月25日私も現地を確認し、申請人に面会してまいりました。ネギ、ナス、栗、柿が作付けされ農地としてしっかり管理されています。申請者は相続した農地で、これからも農業経営を行っていきたくと意欲的にお話をされてました。地元委員としては、申請者の農業の継続意思を確認出来ましたので、引き続き農業経営を行っていく旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。皆様の御審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号9番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

○議長(古塩 貞夫君) 次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号10番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹) 総会議案書22ページ、23ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号10番でございます。

申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■ほか3筆、地目畑、地積合計3,204㎡でございます。内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている、農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年10月27日から令和5年9月28日まで7回目の証明願いでございます。相続開始年月日は平成14年1月12日、場所につきましては、23ページ、24ページの案内図を参照願います。申請人の年齢は■■歳、耕運機、トラクター等の農機具を保有しており、農業従事者は、本人、妻の2名、従事日数は180日でございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表委員より報告願います。6番 内田委員

○6番(内田 直彌君) 申請地案内図23ページの■■■■番、■■■■番は梅、柿、■■■■番は里芋、サツマイモが作付けされておりました。また、24ページの■■■■番はナス、ゴーヤが作付けされ、他は耕運状態で農地として適正に管理がされておりました。

申請者は農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第2班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。7番 早川 晴子委員

○7番(早川 晴子君) 整理番号10番、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案に

つきまして、地元委員として発言させていただきます。9月20日、私も第2班の皆様とともに現地確認を行いました。また、申請人に面会してまいりました。先程第2班の代表の方から報告がありましたとおり、■■■番、■■■番は梅及び柿、■■■番は里芋及びサツマイモが作付けされていまして。また、■■■番は一部にナス及びゴーヤが作付けされ、他は耕運状態で農地として適正に管理がされておりました。

このように、申請者は、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、地元委員いたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号10番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、日程第4号、議案第40号「綾瀬市農業委員会部会設置要領を廃止する要領について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書25ページをご覧ください。日程第4号、議案第40号「綾瀬市農業委員会部会設置要領を廃止する要領について」でございます。

本市では、綾瀬市農業委員会部会を任意で設置しておりましたが、今後は部会を設置せず、農業委員会総会及び協議会等において委員全員による調査、研究等を行うため、「綾瀬市農業委員会 部会設置要領を廃止する要領について」、提案するものでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。前回の協議会の席で説明があったと思います。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

意見なしと認めます。これより採決いたします。「綾瀬市農業委員会部会設置要領を廃止す

る要領について」、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5号、報告第8号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長(浦山事務局長) それでは、議案書の26ページをご覧ください。

日程第5号報告第8号専決処分等についてでございます。1の農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。整理番号9番、10番の2件でございます。

この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合、その農地のある農業委員会にその旨を届出なければならないと、農地法に規定されております。その届出があったものでございます。届出人、届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。下段の整理番号10番について、補足説明をさせていただきます。事由欄に持分放棄と記載してございます。

これにつきましては、民法255条、共有者の1人が、その持分を放棄したとき、その持分は他の共有者に帰属するとの法令に準じており、既に法務局によって、現在権利を取得したものが登記されている状況でございます。今回、書式の関係上、抜相続人と記載してございますので、補足させていただきました。

続きまして次に、議案書の27ページをご覧ください。

本件につきましては、農地法第5条第1項第6号の規定による届出が3件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規定、第8条第1項第1号により、事務局長において、専決処分をいたしましたので、同条3項の規定により報告をいたします。農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、市街化の区域内の農地への移転があった場合での届出となっております。農地もこちらの整理番号22番から24番の3件でございます。

転用の内容は、住宅敷地で、3件の地積合計は6,477.62平方メートルでございます。

専決処分が付した日付につきましては記載のとおりでございます。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

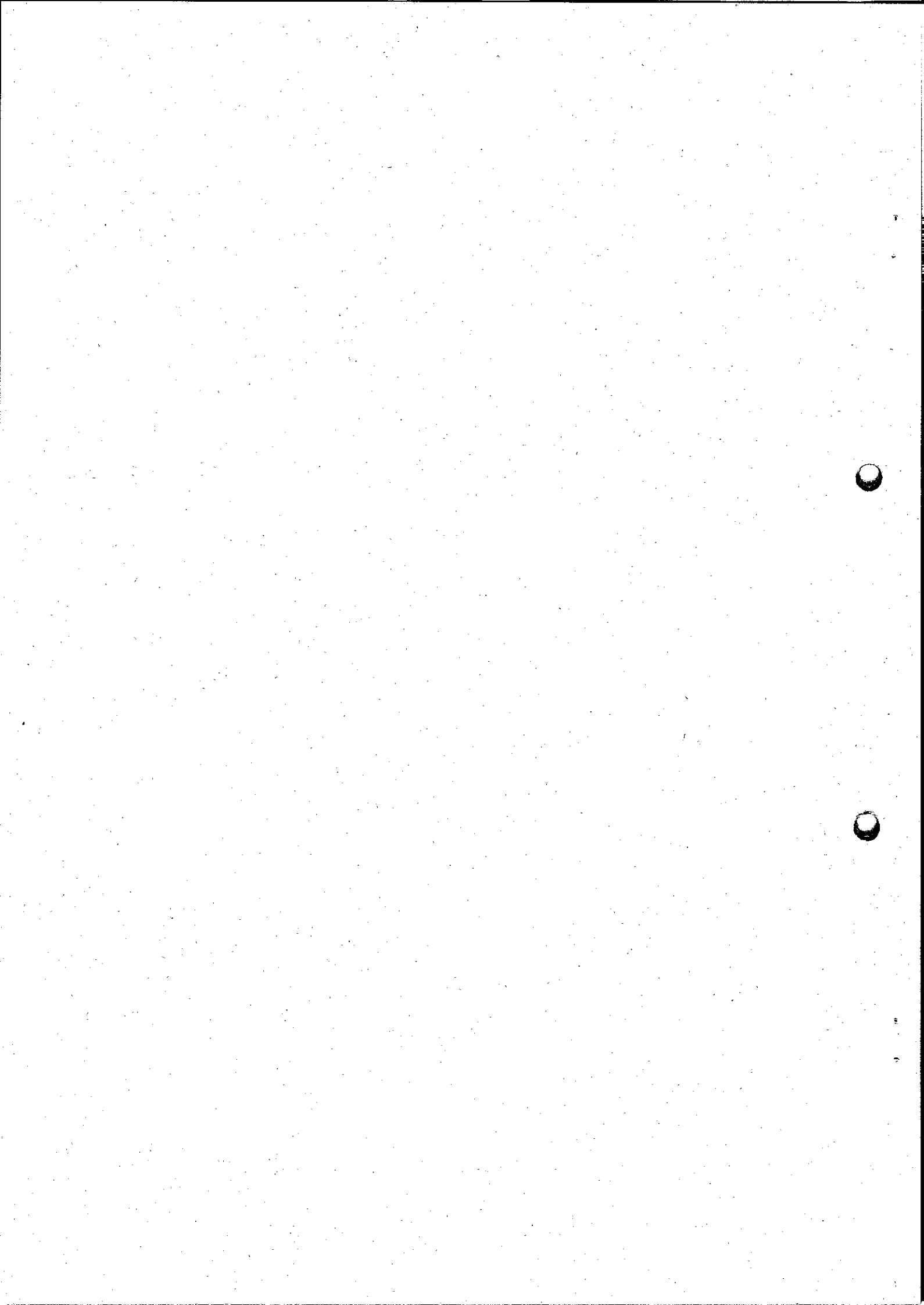
○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これをもちまして、報告第8号専決処分等に

ついてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、第3回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10時20分 閉 会



ついてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、第3回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10時20分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

古垣 貞夫



綾瀬市農業委員会委員

望月 保一



綾瀬市農業委員会委員

比留川 義昭



